

第3章 柔道整復師法

3 柔道整復師施術所休（廃）止届

1 事 案	施術所を休止又は廃止した場合、休(廃)止後10日以内に届け出る
2 根拠法令	法19条第2項
3 提出宛名	知事（保健所長経由）
4 提出部数	2（進達1，控1）
5 添付書類	<p>(1) 休止の場合 休止の理由を説明するのに必要な書類（必要に応じて）</p> <p>(2) 廃止の場合 開設届出済証（紛失した場合は「紛失届」） 開設者死亡の場合は「死亡の事実が記載された開設者本人の戸籍抄本（謄本）」*1添付が望ましい</p> <p>*1：戸籍抄本 同意の下、保健所にて原本照合を行い、コピーを添付すること。</p>
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 進達（台帳整理）
7 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 届出施術所名・所在地、開設者氏名・住所、開設届出済証交付年月日等は台帳と相違ないか。</p> <p>(3) 休止・廃止の内容に応じ、適宜、必要な書類が添付されているか。</p> <p>(4) 休・廃止後10日以内の届出が行われてない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。</p> <p>開設者死亡による廃止の際の注意事項 「4 廃止の理由」欄にその旨が記載されている。 「死亡の事実が記載された開設者本人の戸籍抄本（謄本）」*1添付が望ましい。 戸籍抄本等が確認できる場合は、戸籍上に記載された死亡届出者が廃止届出を行っているか確認し、異なる者が廃止届出を行う場合はその理由を確認すること。</p>
8 備考	

(様式3)

柔道整復師 施術所休(廃)止届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒

TEL

開 設 者
(又は届出者) (フリガナ)
氏 名

下記のとおり 休止 ・ 廃止 したので、お届けします。

記

1 施術所の名称

2 施術所所在地

〒

TEL

3 開設年月日及び番号

4 休(廃)止の理由

5 休(廃)止の年月日

6 休止の予定期間

7 届出者と開設者の続柄(開設者以外の者が廃止を行う場合)